

## 政策評価制度を取り巻く状況について

## 政策評価制度を取り巻く状況について

年月	政府・国家戦略室等	行政刷新会議	総務省	項
21. 10	①「予算編成等の在り方の改革について」 ・「政策達成目標明示制度」の導入を提示。			1
11		②「政策評価、行政評価・監視」に対する事業仕分け ・「抜本的な機能強化」との結果。		3
12	③「新成長戦略(基本方針)について」 ・成長戦略実行計画を策定し、「政策達成目標明示制度」に基づき、各政策の達成状況を評価・検証。			5
22. 2			④「成果志向の目標設定の推進について(案)」(政策評価分科会資料) ・政策達成目標明示制度と政策評価との役割分担、連携・補完を図る。 ・新制度の導入を機に、政策評価においても、成果目標の設定を今一度徹底。	7
4	⑤「古川副大臣記者会見要旨」 ・政府全体としてPDCAサイクルを整理する中で「政策達成目標明示制度」も位置付け。		⑥「行政評価等プログラム」 ・成果に着目した目標設定の推進。 ・政策達成目標明示制度や行政事業レビューとの連携について、両制度に協力しつつ引き続き検討。	9 11

年月	政府・国家戦略室等	行政刷新会議	総務省	項
22. 6	⑦「新成長戦略」について ・成長戦略実行計画に示された各施策については、PDCAサイクルに立脚した進捗管理を徹底。			17
9		⑧平成22年における「国丸ごと仕分け」(行政事業レビュー)の取組と今後の課題 ・政策評価との役割分担と連携の在り方、各府省の事務負担の軽減などについて検討を行い、来年の行政事業レビューまでに結論を得る。		19
11		⑨「事業仕分け 特別セッション」 ・既存のチェック機関※の機能の整理・強化が必要。 ・チェック機関同士の役割分担・連携が重要。 ※：チェック機関(総務省、会計検査院、財務省等)		21
12	⑩「平成23年度予算編成の基本方針」 ・予算に関するPDCAサイクルを充実し、施策の有効性、効率性について、不断の検証が不可欠。 ・政策評価制度と行政事業レビューの役割分担の明確化や連携強化。			25
23. 1	⑪「新成長戦略実現2011」について ・成長戦略実行計画に示された各施策については、PDCAサイクルに立脚した進捗管理を徹底。			27
23年度		行政事業レビューの本格実施		

## 平成23年度組織・定員改正の主要事項について

(新たな組織の名称は仮称)

### 《本省組織関係》

1. 戸別所得補償については、その本格実施に伴う戸別所得補償のための交付金と戸別所得補償制度全体の総括を経営局が担当。
2. 米麦政策を含めた農畜産物に係る政策を生産局が一元的に担当。新たに、「生産振興審議官」を設置。  
( 水田活用のための交付金や、従来、総合食料局食糧部において担当していた米麦の需給対策の担当を含む。 )
3. 農山漁村・農林漁業の6次産業化等を担当する局に総合食料局を再編(産業局)。  
( 従来から担当していた食品産業政策に加え、生産・加工・販売の一体化のための産地の支援、知的財産保護、地域ブランド化、地産地消、輸出促進、バイオマスの利活用等の担当を含む。 )
4. 口蹄疫等悪性伝染病の防疫対策に必要な危機管理体制や海外における食料の生産状況等の調査体制を強化。  
( 動物検疫所における専門家の増員配置、国際食料調査官の配置。 )
5. 政策評価、行政事業レビュー、業務のリスク管理等を推進する事務局体制を強化するため、担当の審議官(政策評価審議官)―大臣官房の担当課(評価改善課)のラインを設ける。
6. 農林水産技術会議については、政務三役主導により、農林水産分野の技術開発政策と行政や民間との連携機能を十全に発揮できる枠組を構築。

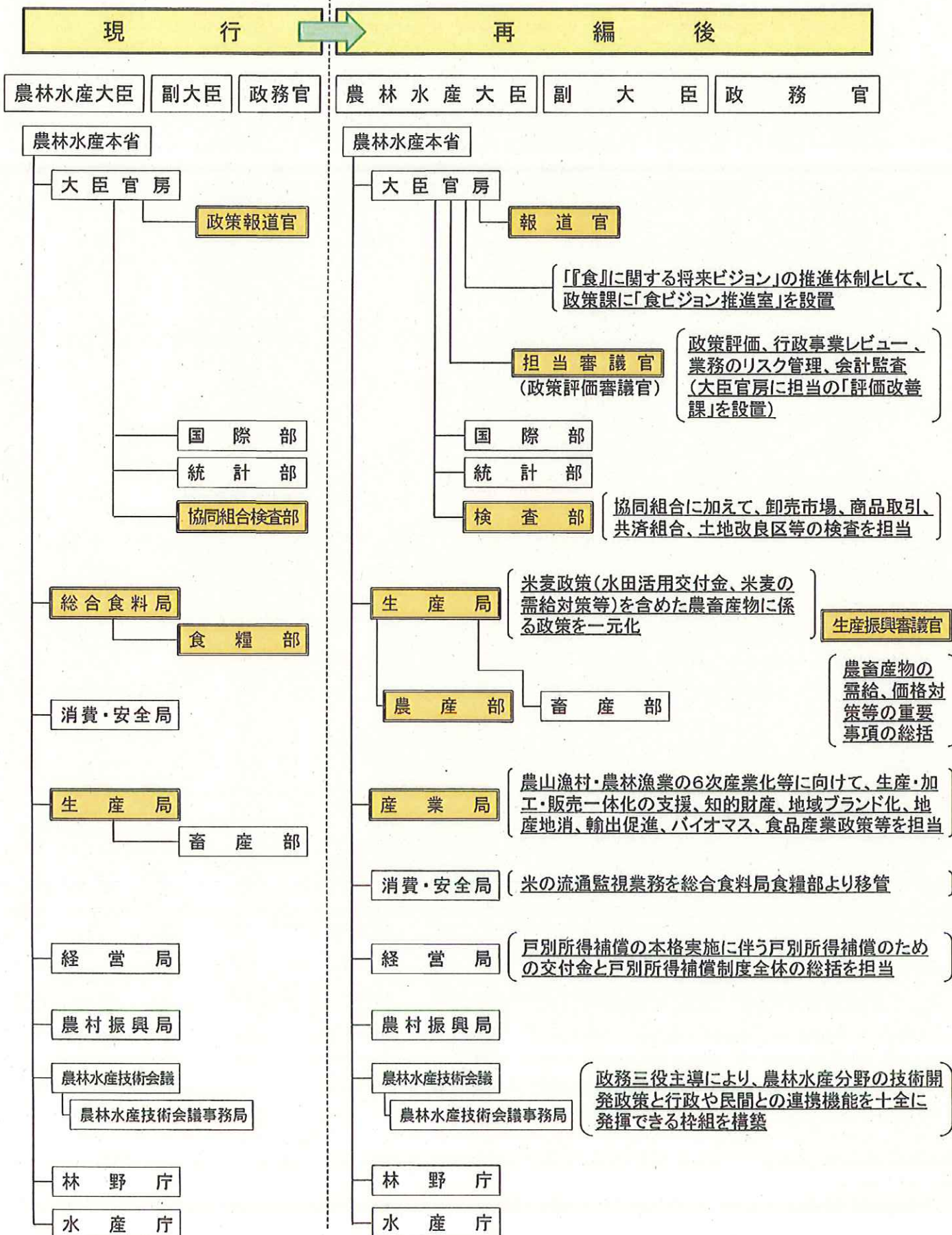
### 《地方組織関係》

- 農業経営の安定や食品安全に関する業務等を国が的確に実施する体制を整備するため、地方農政事務所等を廃止し、地域センター(65ヶ所)を設置。  
〔農林水産省設置法の改正及び地方自治法に基づく国会承認が必要〕

# 組織改正の概要

(新たな組織の名称は仮称)

## <本省組織>



## 予算編成等の在り方の改革について（抄）

平成 21 年 10 月 23 日

閣 議 決 定

4. 政策達成目標明示制度の導入

政府として最優先すべき政策について、国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価する「政策達成目標明示制度」を導入する。

政策達成目標明示制度においては、以下のような取組を行うこととし、平成 22 年度は試行期間と位置付ける。詳細については、年度開始までに、国家戦略室において指針を示す。

- (1) 政府として、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を中心に、最優先の目標を厳選した「政策達成目標」を定める。政策達成目標においては、あらかじめ定めた期間内に、国民のために達成する成果（アウトカム）を具体的に明示する。
- (2) 政策達成目標については、その達成度をできるだけ客観的に検証することができるよう、「達成指標」を定めるとともに、それを実現する道筋を示した「達成計画」を定める。
- (3) 政策達成目標、達成指標、達成計画を説明する文書については、政府として統一的なフォーマットを定める。これに基づき、政策達成目標の達成状況について、達成指標に照らして事後評価を行い、予算が効果的・効率的に使われたかどうかを検証する。  
政策の評価・検証については、政策を担当する府省が自ら行うことに加え、外部による検証を充実させる。



**第1WG 評価コメント**

評価者のコメント(評価シートに記載されたコメント)

**事業番号1-23 政策評価、行政評価・監視**

- 評価の過程の国民への公開について推進すべき。
- そもそもの目的にそって行政の改革・改善についての議論が必要。
- 予算と人事が連動することによって、評価・監視の重みを抜本的に増すように制度改革が必要。
- 管区行政評価局は基本的に廃止。大きく行政改革を図る必要がある。
- 機能そのものを見直すべき。
- 組織の改変を含め考えてほしい。事前評価の項目の増加を図るべき。
- 勧告の強制力を高め、実効性を持たせるべき。
- 行政管理局、財務省主計局、会計検査院との連携を図り、将来的には独立した組織形態を選択肢とすべき。
- スキルアップも含め人員を強化すべき。
- より強力な機能発揮のため、自らの過去の実績を自己評価し、抜本的な改善策を自ら提示すべき。前向きな自己改革がでるならば、場合によって予算・人員の増加・増員もありうるが、逆に改革ビジョンがないならば、組織の廃止も考えねばならない。
- 各省の政策評価、行政評価は当然必要。指摘件数が少なすぎるのではないか。権限が総務省には弱すぎるのではないか。チェック機能を強化し強制力をつけて実施すべき。
- いったん廃止して評価の方法論を整理すべき。国民、住民を参加させて行うべき。

**WGの評価結果****抜本的な機能強化**

(廃止 1名 自治体/民間 0名)

見直し行わない 1名 見直し行う:11名 ア11名 イ6名)

## とりまとめコメント

---

11名が見直しを行うことを選択し、機能を強化する方向でしっかりと見直しを行うべきであるという意見であった。

よって、当 WG としては、抜本的な機能強化を結論としたい。

なお、前向きな期待の声が出ていることを重く受け止め、これまで行ってきた評価等の業務を自己評価し、こうした期待に応えるための具体策を打ち出していただきたいことを付言する。

## 「新成長戦略(基本方針)」について(抄)

平成21年12月30日  
閣議決定**(2) 新たな成長戦略の取りまとめに向けた今後の進め方**

本「基本方針」に沿って、来年初めから有識者の意見も踏まえる形で以下のような「肉付け」を行い、その結果も踏まえて、「成長戦略策定会議」において、2010年6月を目途に「新成長戦略」を取りまとめることとする。

**(目標・施策の具体化・追加)**

2. に掲げた各戦略分野について、「国民の声」も踏まえつつ、①需要創造効果、②雇用創造効果、③知恵の活用(財政資源の有効活用)等の視点から、目標設定、施策の更なる具体化や追加などについて検証を行うとともに、新たに明らかになった課題について、その解決に向けた方策を徹底的に検討する。

**(「成長戦略実行計画(工程表)」の策定と政策実現の確保)**

政策は「実現」してこそ意味がある。

本「基本方針」に盛り込まれた目標・施策に加えて、上述の「目標・施策の具体化・追加」を行った上で、「新成長戦略」の取りまとめ時に、国家戦略室において「成長戦略実行計画(工程表)」を策定する。その際、2010年内に実行に移すべき「早期実施事項」、今後4年間程度で実施すべき事項とその成果目標(アウトカム)、2020年までに実現すべき成果目標(アウトカム)を時系列で明示する。

加えて、「成長戦略実行計画(工程表)」を計画倒れに終わらせずに確実に実現するため、「政策達成目標明示制度」(「予算編成等の在り方の改革について」(平成21年10月23日閣議決定))に基づく、各政策の達成状況の評価・検証を活用する。



成果志向の目標設定の推進について（案）

1 政策達成目標明示制度の導入

- (1) 平成22年度から、政策達成目標明示制度（以下「新制度」という。）が導入される。新制度は、政府として最優先すべき政策について、国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価するものであり、平成22年度は試行期間と位置付けられている。（新制度の概要について別紙1）
- (2) 新制度では、政府として、最優先の目標を厳選した「政策達成目標」を定め、政策達成目標においては、あらかじめ定めた期間内に、国民のために達成する成果（アウトカム）を具体的に明示することとされている。
- (3) 新制度の詳細については、22年度開始までに国家戦略室において指針を示すこととされ、現在、同室において検討が行われている。

2 政策評価の対応

新制度の導入に対し、政策評価においては、以下により、新制度との役割分担、連携・補完を図る。新制度は、平成22年度は試行期間とされており、試行期間を通じて、評価の質の改善方策を含め、政策評価の対応について検討していくこととするが、当面、以下の取組を進めることとする。

- (1) 政策評価においても、成果（アウトカム）の目標を明示することが重要である。「政策評価の実施に関するガイドライン」では、実績評価方式について、次のルールを定めている。

*評価対象政策について、国民に対して「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」を分かりやすく示す、成果（アウトカム）に着目した目標を設定する。*

新制度と政策評価制度が相まって、政府の重要政策の成果目標の達成状況や課題を国民に明らかにし、各政策の改善・見直しにつなげていくことが重要である。新制度の導入を機に、政策評価においても、成果目標の設定を今一度徹底する。（具体策については、政策達成目標明示制度の具体的な取組内容を踏まえて検討の上、追ってお諮りしたい。）

- (2) 新制度において達成目標が設定される政策課題を踏まえ、政策評価においては、当該政策課題を構成する施策等を評価対象として設定し、新制度と政策評価制度が相まって、重要政策について全体的に評価が行われ、その成果や課題が国民に明らかになるよう対応していく。

# 〈政策達成目標明示制度〉

## 1. 政策達成目標

- ✓ 政権として最優先の大目標で構成
- ✓ 取りまとめ府省(大臣)、関係府省(大臣)を特定

トップダウンで  
作成・指示

## 2. 達成指標

- ✓ 大目標を達成するための数値指標を設定
- ✓ インプット(投入)指標ではなく、アウトカム(成果)指標を採用

関係府省が  
協力して作成

## 3. 達成計画

- ✓ 達成指標を達成するための政策ツール(含む規制改革)を特定
- ✓ 短期(1年)、中期(3年)、長期(10年程度)の工程表を明記

〔国家戦略室  
等と協議〕

## 4. 自己評価(予算監視・効率化チーム)と外部評価によるフォロー

重要政策に関して国民に対する説明責任を果たすとともに、政策実行の透明性向上させ、より少ない予算で、より高い目標の達成を図る。

## 古川副大臣記者会見要旨（抄）

（平成22年4月1日（木）15:44～16:06 於 合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室）

## 1. 発言要旨

それでは定例会見を始めたいと思います。

まず私からは、国家戦略室で検討しておりました予算執行の情報開示充実に関する指針及び予算監視効率化チームに関する指針につきまして、昨日各府省に送付をし、本日国家戦略室ホームページに掲載いたしましたのでお知らせをいたします。既にもう予算執行監視チームは動いている省庁もありますが、指針については昨日送付しております。

なお、政策達成目標明示制度でございますけれども、これは政府内の他の部局でも、例えば行政評価局のほうで、今年の事業仕分けで抜本的強化という話があったものですから、それを受けての強化策を検討して動いているとか、さまざまな行政内部のPDCAサイクルの強化に向けた動きが幾つか出ております。それらと併せて、政府全体で行政やあるいは予算執行のPDCAサイクルを全体としてやはり整合性のとれたものにすべきではないかと、あれもこれも似たようなものが重複して、結果的に事務作業だけが増えるようなことになっても良くないのではないかというお話も出まして、少しその辺を全体として整理をする中で政策達成目標明示制度も位置付けていこうということとなりました。

それを受けまして、戦略室といたしまして政府全体のPDCAサイクル、どういうふうにまとめていってサイクルをつくったらいいかということについての議論を、既に関係部局の実務者に集まってもらって議論を開始しております。そういう議論を受けて政府全体としてのPDCAサイクルを形づくり、そのもとで政策達成目標明示制度についても位置付けていきたいと思っております。

また戦略室といたしましては、各府省の予算執行効率化チームの活動をフォローアップして、行政のマネジメントの効率化に向けて引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。

## 2. 質疑応答

（略）

（問）あともう1点、政策達成明示制度なんですけれども、これは今のお話ですと、重複するものなんかとの整理をした上で確立していくというお話なんです。それはいつ頃に明示制度として確立されていくのですか。

（答）もともと22年度は試行的に、23年度から本格実施をしようということで考えておりましたから、試行する段階の中で、例えば行政評価局のほうでもう既に強化案を出したり、それを実施しようとしているとか、昨年この政策目標達成明示制度というものを掲げたときには議題には挙がっていなかった行政刷

新会議のほうからの行政事業レビューの話も出てきたものですから、ちょっとここは少し整理をしたほうがいいのではないかと。

例えば同じような事業を評価するのに、行政評価局のほうではこういうシートをつくり、こちらではまた別のシートとつくるとなると、結局同じようなことを行政の末端では、2つも3つも書類を書かなければいけないみたいな、行政を効率化していこうと言っているのに、逆に行政を効率化と反対の方向に行くようなことになってはいけないのではないかと。そういう意味で、財務省など各府省庁などから行政の執行の適正化とか予算執行の適正化が出ていることもあって、副大臣会議などでもその辺はきちんと整理をしてもらえないかと。整理がなく、あれもやれこれもやれということだと逆に行政を効率化すると反対の方向になってしまうと、そういう議論もありました。このところはもとも22年度は試行期間というふうに位置付けておりましたので、戦略室のほうで、各府省そういう行政執行や、あるいは予算執行の監視というのでやっている人たちに集まってもらって、整理できるところは整理していく。例えば、同じものを見るにしても、フォーマットを統一すれば、1つつくってそれを財務省と評価局両方出せばそれで済むというふうになれば、それも例えばですけれども効率化になるわけですから、今の実態がどうなっているのか。末端のところで、確認をした上で、もともと我々が考えている政策目標達成明示制度も、ではどういう形のところで位置付けると。場合によったら、今までやっているものと一部分いわば重複があって、一緒にできるところがあればすることも含めて考えておるところであります。

(問) そうすると現時点では、23年度に間に合うようにそこを整理していくということで。

(答) そうですね。ですからこの機会に、今までの行政評価というのも、かなり前政権までもそういう評価をしようという動きとか色々やってきてはいるんですけども、実際には前にあったのをそのままにして上乗せ上乗せでやってきたというのがどうも実態のようです。この機会に全体を整理をして、行政全体のPDCAサイクル、いたずらに事務作業を増やすものではないような形に整理する形でまとめてみよう。その中で政策目標達成明示制度というものを位置付けられるようにしようと、そういう結論になったということです。

(以下略)

## 行政評価等プログラム(抄)

平成22年4月  
総務省

「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」(平成22年1月12日総務省。以下「強化ビジョン」という。)に掲げられた見直しの方向性を踏まえ、総務大臣主宰の行政評価機能強化検討会によるオープンな議論を経て、行政評価機能の抜本的強化方策を具体化するとともに、総務省行政評価局の業務を重点的かつ計画的に実施するため、行政評価局の中期的な業務運営方針として、行政評価等プログラムを定める。

本プログラムについては、今後、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行うこととする。

## I 機能強化の基本的考え方

## 1 行政評価機能の役割と機能強化の必要性

行政評価局の担う以下の各機能(以下「行政評価機能」と総称する。)は、いわば政府のレビュー機能として、行政の改革・改善を促し、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現に資する役割を担っている。

## 〔行政評価機能の全体像〕

- 政策評価推進機能
  - ・ 政策評価に関する基本的事項の企画立案(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第16号)
  - ・ 各府省が行う政策評価の推進、各府省の政策評価結果の点検(総務省設置法第4条第16、17号、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)第3、4、12条)
- 「行政評価局調査」機能
  - ・ 複数府省にまたがる政策の評価(総務省設置法第4条第17号、政策評価法第12条)
  - ・ 各行政機関の業務の実施状況の評価・監視(総務省設置法第4条第18号)
- 行政相談機能
  - ・ 国民からの国に対する相談(苦情、意見・要望)の受付・解決の促進(総務省設置法第4条第21号)
  - ・ 行政相談委員との協働(総務省設置法第4条第22号、行政相談委員法(昭和41年法律第99号))
- 独立行政法人評価機能(政策評価・独立行政法人評価委員会の庶務)
  - ・ 中期目標期間終了時の主要な事務・事業の改廃に関する勧告、各年度の業務実績に関する各府省独立行政法人評価委員会の評価結果への意見(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第32条第5項、第35条第3項)

他方、政治主導・国民主導の確立、税金の無駄使いの徹底排除等に向け、従来からの行

政システムの転換が求められている中、行政評価機能については、機能をより十全に発揮する必要性が指摘されており、行政に対する国民の信頼回復のため、機能強化を図り、政府全体のレビュー機能の質の向上に資することが必要である。

## 2 機能強化の視点

行政評価機能の強化に当たっては、鳩山内閣総理大臣が施政方針演説で示した「いのちを守る」政策の実現に向け、新たなパラダイム、ダイナミズムに適應しているかどうか、以下の点を重視し、聖域なく、行政運営を見直していくこととする。

- 国民視点に立った行政のパフォーマンスやアウトカム（国民に対する成果）
- 公開度・説明度（説明責任）の徹底
- 国民との対話・協働

## 3 取組の方向性

強化ビジョン及び上記の視点に沿って、以下の方向で行政評価機能の強化に取り組み、政府内でレビュー機能を担う他の機関と連携しつつ、総務省として内閣を支援する機能を強化する。

### ① 政策評価推進機能については、

- ・ 各府省における政策評価の定着状況を踏まえ、情報公開の徹底を通じた各府省の説明責任の向上
- ・ 事前評価の拡充や成果（アウトカム）に着目した目標設定の推進等、予算編成等に真に役立つ機能の強化への重点化

を図る。

### ② 「行政評価局調査」機能については、その特性をいかし、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充する。

調査実施に当たっては公開度・説明度（説明責任）の徹底、国民との対話・協働の推進を図る。

### ③ 行政評価機能を成す各機能は相互に密接に関連することから、各機能間の連携に留意するとともに、各機能を通じ、タイムリーな情報発信に努める。

### ④ 政策評価への取組が人事評価に一層円滑に反映されるような取組を推進する。

機能強化方策の具体化・実行に当たっては、年金記録確認第三者委員会における業務の動向等の状況変化に留意して、柔軟かつ適切に対応する。現在、行政評価局においては、年金記録確認第三者委員会の事務局を担っており、国民からの申立ての迅速かつ的確な処理を促進するため、調査等の要員を当該業務にシフトして取り組んでいることから、機能強化方策の適切かつ効果的な実施に当たっては、当該業務について、早期にめどを付けることが不可欠である。このため、厚生労働省の年金記録回復委員会における年金記録問題への対応方策の検討に協力し、当該方策の具体化の内容に応じ、所要の措置を講ずる。

## 4 中期的課題

機能強化に向けた具体的取組と併せて、現行制度の枠組みを超えた検討が必要となる組織・体制、法制度等に係る以下の中期的課題について、引き続き検討する。

- ① 総務省設置法に基づく調査対象、調査権限の在り方
- ② 政策評価制度の在り方（政策評価法の対象機関の範囲等）
- ③ 行政相談委員制度の在り方（地方公共団体との連携・協力の在り方等）
- ④ 政策評価・独立行政法人評価委員会の在り方
- ⑤ 行政評価・監視に係る審議機関
- ⑥ 局の名称、組織・体制

## II 政策評価推進機能

### 1 政策評価に関する情報の公表

国民への説明責任を徹底するとともに、政策評価に対する国民の信頼を一層高めるため、政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）に定められている政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項を踏まえ、評価書の作成や情報の公表についての標準的な指針を定める「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（仮称）を策定する。

### 2 政策達成目標明示制度への対応、成果志向の目標設定の推進

平成22年度から試行的に導入される政策達成目標明示制度に対し、政策評価については、適切な役割分担、連携・補完を図る。

政策達成目標明示制度の導入に伴い、政策評価においても、改めて成果（アウトカム）に着目した目標の設定を推進する。

また、政策達成目標明示制度において設定される政策達成目標の下、政策評価がこれと整合的に実施されるよう、評価対象政策の設定を推進する（政策評価制度と政策達成目標明示制度との関係については、後者の試行期間を通じて検討する。）。

### 3 事前評価の拡充

#### (1) 租税特別措置に係る政策評価

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）において、租税特別措置の抜本的な見直しの方針が示される中で、政策評価を厳格に行うことが明記された。これを踏まえ、租税特別措置に係る事前評価及び事後評価を導入するため、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）や政策評価に関する基本方針の改正等を速やかに行う。

#### (2) 規制による競争状況への影響分析

規制によって市場における競争にどのような影響が生じるかを把握・分析することにより、的確かつスムーズな政策決定を行うための判断材料を提供するとともに、規制をめぐる国民的議論に有用な情報を提供できるようにするため、規制による競争状況への影響分析について、公正取引委員会の協力を得て、試行を開始する。

### 4 予算編成に資する政策評価の推進

以下の取組により、予算編成に資する政策評価を推進する。

- 規制の事前評価を除き、公共事業に係る評価を始め予算編成に関連が深い政策評価に

基本的に点検対象を特化し、効果的に公表する。

- II 2「政策達成目標明示制度への対応、成果志向の目標設定の推進」による成果に着目した目標の設定を重視する。
- 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、以下の取組を推進する。
  - ・ 政策評価結果の予算要求への反映について各府省の説明責任を徹底する。
  - ・ 政策評価結果の予算要求への反映とともに、対応する決算に関する情報を明らかにする。これに関連し、本年から試行される「行政事業レビュー」の結果を関係する政策評価において活用する。
- 租税特別措置に係る政策評価を推進する。
- 予算の効率化ないし予算要求への反映を企図する政策達成目標明示制度や行政事業レビューとの連携について、両制度に協力しつつ引き続き検討する。

## 5 政策評価の推進における現地調査機能の活用

公共事業に係る評価等についての点検の効果を高めていくため、管区行政評価局・行政評価事務所において、それぞれの地元における個別具体的な公共事業について、現地情報を基にして、問題がありそうな事案の見極めを付け、必要があればそれに係る実態の調査等を行うことを検討する（その際、年金記録問題への対応状況に留意する。）。

## 6 その他

### (1) 政策評価の結果の予算要求等への的確な反映の推進

政策評価の結果が予算要求等政策に的確に反映され、有効に活用されるよう、政策評価の質の向上や適時適切な実施を推進する。

また、平成 20 年度予算から、予算書・決算書の表示科目の単位と政策評価の単位とを対応させる等の見直しが行われていることも踏まえ、引き続き政策評価と予算・決算との連携強化を図るとともに、成果重視事業の事後評価等において政策評価の活用を図るための取組を推進する。

### (2) 政府全体における政策評価の実施状況等の取りまとめ・公表

「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況」について、国民への説明責任を全うする観点から、分かりやすさとともに、十分な内容の確保に配慮し、毎年取りまとめ、公表する。

### (3) 政策評価に関する調査・研究、研修の実施等

#### ア 評価手法等の調査・研究の推進

国内外の事例等の収集により、政策効果の把握の手法その他の政策評価の方法についての調査・研究を実施し、その結果を各府省に提供する。

#### イ 政策評価に関する全政府的な研修の実施等

政策評価に関する共通の理解と認識の普及・啓発、職員の意識改革、専門的知識の向上等に資するため、政策評価等に従事する職員に対して研修等を実施する。

#### ウ 政策評価に関する情報の活用の促進

政策評価の実施に必要な情報の府省相互間における活用の促進のための政策評価支援システムについて、その円滑な運用に努める。

#### エ 政策評価に関する広報の積極的な展開

政策評価の結果等を具体的かつ分かりやすく国民に示すことができるよう広報を積極的に行うとともに、政策評価に関する研修への参加機会を広く政策評価に関心ある者にも提供することにより、国民の理解の増進を図る。

(4) 政策評価への取組の人事評価への反映の推進

政策評価に取り組んだ職員の人事評価（業績評価）において当該取組を反映できることを明示し、政策評価の推進の観点から各府省に周知する。

# 行政評価機能の抜本的強化方策の概要

## ＜「行政評価等プログラム」のポイント＞

### 《機能強化の視点》

「いのちを守る」政策の実現に向け、新たなパラダイム、ダイナミズムに対応しているかどうか、以下の点を重視し、聖域なく、行政運営を見直し

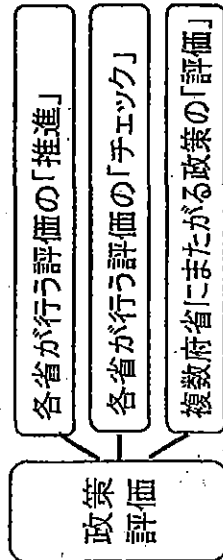
- 国民視点に立った行政のハフォーマンスやアカウンタビリティの徹底（「行政評価局調査」を拡充し行政パフォーマンスの改革・改善を積極的に指摘等）
- 公開度・説明度（説明責任）の徹底（政策評価に関するバックデータの公表により外部検証可能性を確保、「行政評価局調査」の実施に当たっての視点として重視等）
- 国民との対話・協働（成果目標やその達成状況を明らかにし、国民的議論を喚起、国民からの調査テーマ公募、行政相談を端緒とした調査の実施等）

○ 政務三役を中心としたオープンな議論を経て「行政評価等プログラム」（毎年度定める局の業務運営方針）に盛り込み（順次、政令等改正）

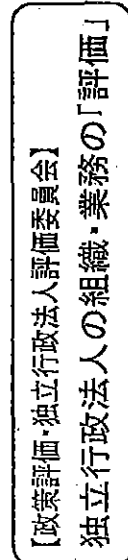
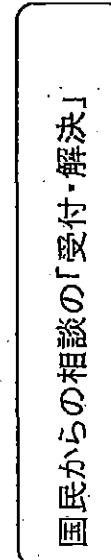
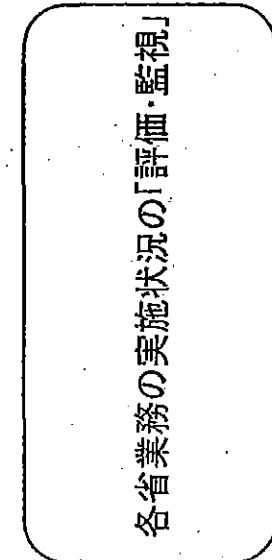
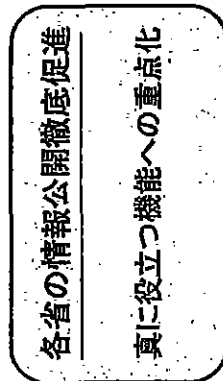
● 現行制度の枠組みを超えた検討が必要となる組織・体制・法制度等の中期的課題について、引き継ぎ検討

※ 具体化・実行に当たっては、年金記録問題の早期解決への対応方策の検討に協力し、状況変化に留意して柔軟・適切に対応

### 【行政評価局の各機能】



### 【機能強化の方向】



### 【主な方策】

- ・情報公開に関するガイドライン新設
- ・成果志向の目標設定の推進（政策達成目標明示制度との連携）
- ・事前評価の拡充（租税特別措置等）
- ・予算編成に資する政策評価の推進（予算編成に関連が深いもの  
点検対象を特化等）
- ・閣議等の議論を通じた調査の推進、必要に応じ「内閣総理大臣への意見具申」権限の行使（確証把握の充実・実効性確保、改善措置状況のフォローアップ）
- ・「行政評価局調査」機能の多様化（「機動調査チーム」の設置、調査の迅速化、常時監視活動の展開、必要に応じ追加調査の実施等）
- ・政務三役、有識者のオープンな議論を経て、調査テーマ選定（内閣の重要方針を踏まえ、国民の関心が高く、タイムリーに機能を発揮できるもの等）

- ・国民からの行政評価局調査のテーマ公募
- ・行政相談を端緒とした行政評価局調査の実施
- ・行政苦情救済推進会議の制度・行政運営改善提言機能の積極的活用

- ・独立行政法人の抜本的な見直しについて行政刷新会議と連携

## 「新成長戦略」について（抄）

平成22年6月18日  
閣議決定「新成長戦略」の政策実現の確保

## (1) 成長戦略実行計画（工程表）の提示

21の国家戦略プロジェクトをはじめ7つの戦略分野の施策を計画倒れに終わらせずに確実に実現するため、別表の成長戦略実行計画（工程表）に実施スケジュールを示す。

## (2) 予算編成や税制改革の優先順位付け

予算編成や税制改革に当たっては、無駄遣いの根絶を強力に進めるとともに、「新成長戦略」を着実に推進する。「財政運営戦略」との整合性を保ちつつ、第2章にある経済成長や雇用創出への寄与度等も基準とした優先順位付けを行う。

## (3) 施策執行の進捗管理

成長戦略実行計画に示された各施策については、国家戦略室を中心に、効果的・効率的な執行を図る観点から関係者に進捗状況の報告を求め、必要に応じ改善措置を講じさせるなど、PDCAサイクルに立脚した進捗管理を徹底する。



平成22年9月30日（木）  
行政刷新会議（第11回）

平成22年における「国丸ごと仕分け」（行政事業レビュー）の  
取組と今後の課題（案）（抄）

5 来年以降の本格実施に向けて取り組むべき課題

(1) レビューシートについて

① レビューシートに盛り込むべき事項

ア 本年の試行に際しては、執行実態の把握を重視し、資金の流れ、費目・使途を各府省に詳細に記述してもらうことを優先したため、レビューシートに成果目標等に関する数値目標等に関する情報を記載する欄を設けなかったところである。

イ 一方で、レビューシートについては、更なる情報を追加する必要があること、特に政策目標やその達成度、費用対効果などに関するデータの必要性を指摘する意見が外部有識者からも寄せられているところである。

ウ 外部有識者の御指摘や、レビューの試行結果の評価も踏まえて、今後は、成果目標や達成度、費用対効果等のデータ、過去の事業仕分けやレビューの結果を踏まえて見直したとされている事業の予算の減額／増額要因などについても記載されたシートとすべきである。

(5) 政策評価との関係について

① 無駄のない効果的な事業の実施を確保するためには、様々な手法で事業の点検を行うことが重要である。一方で、点検を行う手法が多岐にわたる場合、点検される側にとってはかなりの手間となることから負担感が重くなり、かえって仕分けマインドの定着には逆効果ともなりかねない。

② 特に、レビューと、成果目標に照らした政策の達成度をチェックする手法としての政策評価との関係については、本年のレビューの試行に際して、その重複が生じないように役割分担を図ったところであるが、お互いの有機的な関連性まで踏み込んで役割分担を行う必要がある。

③ このため、来年の本格実施までに、政策評価を所管する総務省行政評価局と相談を行いながら、お互いの役割分担と連携の在り方、各府省の事務負担の軽減などについて検討を行い、来年のレビューまでに結論を得るべきである。

(6) 再仕分けとの連動について

① 4で述べたように、レビューの結果の平成23年度概算要求への反映状況のチェックの結果、事業の見直しが不十分で、各府省も十分な説明責任を果たしているとは考えられない例が見受けられたところである。

② このような見直し不十分な事業を放置することは、レビューの実効性を損なうことになると同時に、非効率で効果の低い事業の見直しに真摯に取り組んだ部局・職員のレビューに対する意欲を減じることとなることから、許されないことである。

③ このため、この秋に予定されている事業仕分け第3弾（再仕分け）に向け、行政刷新会議において反映状況についてのチェックを更に行い、問題があると考えられる事業については再仕分けの対象にする、財政当局に厳しい査定を求める、政策目標の達成度の厳しい検証を政策評価担当部局に求める等により、各府省が説明責任を果たせるようにする必要がある。

④ なお、事業の見直しが不十分な状況が来年以降も続く場合には、その程度に応じて、これを是正させるための措置を講じていく必要がある。



平成22年11月18日  
行政刷新会議「特別セッション」

「特別セッション ～事業仕分けから見えてきたもの～」  
議論のポイント

- 事業仕分けを1年間やってきて、表に見えてこなかった税金の使い方を国民につまびらかにし、政治への関心が高まった実感がある。
- 予算を使う側の各府省が自らのミッションを自覚し、S O F T (Speedy, Open, Fair, Transparent) を念頭に仕事をすることが大切。
- 事業仕分けの内在化の取組みとして、各府省において行政事業レビューが実施されたが、今後はこうした取組みをさらに活用していく必要があるのではないか。
- 既存のチェック機関の機能の整理・強化が必要ではないか。また、  
チェック機関同士の役割分担・連携が重要ではないか。
- 政府の重要政策と事業仕分けとの整合性を明確にすることが重要ではないか。また、事業仕分けの結果についての位置づけを明確化する必要があるのではないか。
- 無駄の削減を評価するような人事評価制度が必要ではないか。

行政刷新会議（第14回）議事要旨  
（特別セッションの報告部分有り）

---

1. 日時

平成22年11月26日（金）20:20～21:03

2. 場所

総理官邸4階大会議室

3. 出席者

【議長】	菅 直人	内閣総理大臣
【副議長】	蓮舫	内閣府特命担当大臣（行政刷新）
【議員】	仙谷 由人	内閣官房長官
	野田 佳彦	財務大臣
	片山 善博	総務大臣
	加藤 秀樹	行政刷新会議事務局長
	草野 忠義	財団法人連合総合生活開発研究所理事長
	茂木 友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役会長CEO

【担当政務官・総理補佐官】

園田 康博	内閣府大臣政務官
寺田 学	内閣総理大臣補佐官

4. 議事

- 事業仕分け第3弾（後半）の評価結果等について
  - 独立行政法人の事務・事業の見直しについて
- 

〔議事の経過〕

- 1 会議の冒頭に菅議長及び蓮舫副議長から挨拶があった。

（菅議長挨拶のポイント）

- 事業仕分け第3弾も終了し、これから成果を具体的な形にする段階がきたと思っている。事業仕分けについて閣議決定を否定しているといった指摘がなされているが、事業仕分けは政策そのものを判断する場ではなく、政策を実現する上で税金が無駄に

使われていないかを議論するものである。

- 事業仕分けで出された結論については、関係大臣が目的をどのように達成していくのかよく議論し、事業仕分けの成果を予算編成の中で活かしていただきたい。国民に、事業仕分けは効果があると評価されるよう、予算に反映すべく、私自身も頑張ってもらいたい。

(蓮舫副議長挨拶のポイント)

- 先週実施した再仕分けは、本来は行う必要がないことが望ましいものである。しかしながら、これまで前例踏襲といった予算編成において見直すべき点が残っていたことから、事業を達成するための効率性を議論し、この政府ならば税金の浪費がないと信頼されるまで行政刷新会議でしっかり見ていくことが大切だと思っている。この再仕分けの評価結果をどのように予算案に反映させるかが重要であり、ご議論いただきたい。
- もう一つの議題は、今年4月に行った事業仕分け第2弾等の評価結果を踏まえ、各府省の積極的な強力を得て、独立行政法人の全ての事務・事業を洗い出し、必要かどうか、効率的かどうかを整理したものである。独立行政法人の刷新に向けてご議論いただき、ここまで到達した改革をさらに進めていきたいと思っている。

- 2 審議の効率化を図り、意見交換の時間を確保するため、2つの議事の説明・意見交換を併せて行うこととし、最初に、事業仕分け第3弾後半（再仕分け）の評価結果等について、加藤局長から説明した。

(加藤事務局長説明のポイント)

- 事業仕分け第3弾後半では、合計112事業の仕分けを実施した。その評価結果の内訳は、「廃止」が23、「予算計上の見送り」が15、「予算要求の縮減」が19、「見直し」が28、「資産の国庫返納等」が2、「その他」が1である。合計は88となるが、複数の事業をまとめて評価したり、一つの事業を制度・予算両面で評価したものもあるため、事業数とは一致しない。
- 例えば、A-19の「総合特区推進調整費」では、「閣議決定された新成長戦略に位置付けられており、仕分けの対象にしたことは問題」との批判があった。対象としたのは、総合特区制度の是非を論じるためでなく、推進するための手段として820億円もの巨額の予算を「調整費」として計上しておくことの妥当性を検証するためである。事業の積算根拠が明らかでなく、調整費の必要額の合理性が不明確であることから、総合特区の重要性は認めるものの、現状の要求内容では、「来年度の予算計上は見送り」との結論となったものである。

続いて、蓮舫大臣から発言があった。

(蓮舫大臣発言のポイント)

- 再仕分けの評価結果等の取扱いについて、私から提案させていただく。
  - 公開の場での再仕分けの対象となった事業については、評価結果も踏まえ、必要な見直しを行うこととし、平成 23 年度予算編成過程において、内閣が一体となって結論を得るものとした。
  - 前回の会議において決定した、平成 23 年度概算要求への反映が不十分と見られる 96 の事業については、関係府省・部局に対し、平成 23 年度予算編成過程において、広く国民に対する説明責任を果たしつつ、適切な対応を行うことを求めている。
  - 今回の事業仕分け第 3 弾においても、過去に行政刷新会議で決定した横断的な見直し事項と同様の課題が見受けられたので、平成 23 年度予算編成過程においても、事業仕分けの対象とならなかった事業について、過去の会議決定で示した方向性を参考に、横断的に事業の見直しを行う必要がある。
  - これらの点については、各大臣は、査定大臣の立場から積極的に対応していただく必要がある。
- 無駄の根絶には、まだ時間を要するものと考えており、事業仕分け第 3 弾後半の最後に、事業仕分けの深化、どういう形でバージョンアップができるかという特別セッションを開催した。その中では、これまでの事業仕分けの経験を踏まえ、今後の予算執行のチェックや事業仕分けのあり方などについて、自由に意見交換を行ったところであり、その模様は、参考資料 4 に示している。私としては、既存の予算執行のチェック機関とどのような連携を取っていけるのか、各府省の努力とどのように連携していけるのかをしっかりと議論して、方向性を示していきたいと考えている。
- 特別会計仕分け及び再仕分けを目的として設置した今回のワーキンググループについては、その役割を終えたところであり、資料 1 - 2 のとおり、終了させていただきたく思うので、あわせてご決定をいただきたい。

## 平成23年度予算編成の基本方針（抄）

〔平成22年12月16日  
閣議決定〕

## 5 財政運営戦略の着実な実現

## (3) 今後の検討課題

③ 予算・行政に関するPDCAサイクルの充実

行政支出の無駄を減らし、限られた予算を真に国民に便益をもたらす施策に配分するためには、予算に関するPDCA（Plan-Do-Check-Action：計画・実行・検証・反映）のサイクルを充実し、施策の有効性、効率性について不断の検証を行っていくことが不可欠である。既存の政策評価制度と行政事業レビューの役割分担の明確化・連携強化や、「予算編成等の在り方の改革について」（平成21年10月23日閣議決定）に掲げられた政策達成目標明示制度等の施策の取扱いを含め、関係府省・部局において政府全体におけるPDCAサイクルの整理・強化について検討を行う。



## 「新成長戦略実現2011」(抄)

平成23年1月25日  
閣議決定

## 2 2011年に見込まれる所要な成果と課題

## 2) フォローアップの実施

新成長戦略においては、成長戦略実行計画(工程表)に示された各施策について、関係者に進捗状況の報告を求め、必要に応じて改善措置を講じさせるなど、PDCAサイクルに立脚した進捗管理を徹底することとされている。

このため、工程表上「2010年度に実施する事項」とされている事項について、本年3月末から4月にかけて進捗状況調査を行い、その結果を新成長戦略実現会議において議論する。その上で、新成長戦略実現会議において議論された政策課題とあわせ、必要な見直しを行う。